

建築主・工事監理者・工事施工者の皆様へ

日本ERI株式会社

各種工事関係報告書類提出についてお願い

● 提出書類について

中間検査申請書・特定工程工事終了通知書、完了検査申請書・工事完了通知書の提出時には、建築基準法施行規則により、各建設地の特定行政庁の規則や細則で指定する指定確認検査機関への提出を定める書類が求められる場合がありますので、申請・通知書類とあわせて提出いただきますようお願いいたします。

(建築基準法施行規則第4条第1項第六号及び同第4条の8第1項第四号)

各特定行政庁が規則や細則で指定する書類については建設地を管轄する弊社支店までお問い合わせください。

(注意)・提出の必要な書類が不足する場合は、検査の引き受けができない場合があります。

● 検査当日の書類確認について

検査当日は施工・監理状況把握のため、現地で関係書類の確認を行います。この監理状況の確認は、原則として、弊社が用意する以下の書類に沿って行っています。

①「検査チェックシート(監理書類検査)」

* 検査の特例対象建築物は原則不要です

(検査の特例対象建築物のうち構造計算の審査検査を要するもの等は提出をお願いします)

②「建築設備監理報告書(設備関係)」 ※完了検査・工事完了通知時

工事監理者の皆様には、施工・監理状況が把握できる各種試験結果、写真、検査記録等の整理と検査時の説明をお願いしています。 (書類等のまとめ方に決まりはありません)

なお、上記①②をあらかじめご提出いただくと、上記関係書類の内容確認、検査時間、検査後の対応などの効率化が図られ、検査済証等の交付がスムーズになりますので、事前提出をお勧めいたします。

ご不明な点がございましたら、検査申請をされる弊社支店もしくは建設地を管轄する弊社支店までお問合せください。

以上